

学校いじめ防止基本方針

桐生市立梅田中学校
令和7年4月

1 いじめの防止等のための取組に関する基本的な考え方

【いじめの定義】

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」の第2条に定められています。この法律において『いじめ』とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とすると定義し、基準を『他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為』により『対象児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』と明確になりました。

【重大事態のとりえ方】

平成29年3月「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定と「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定により、いじめの認知を見直し、方針に基づく取り組み状況を学校評価の項目に位置づけるようになりました。重大事態においては、疑いが生じた段階から調査を開始し、28条第1項第2号「いじめの解消にかかる判断」の必要要件が明記されました。

【いじめに対する本校の基本認識】

本校ではすべての教職員が、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう努める。また、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントを持ち、教育活動を行っていく。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめ防止等のための組織

- 学校におけるいじめの防止、早期発見及び早期解消等に関する措置を実効的に行うために中核となる組織（いじめ防止等対策委員会）を設置する。

【いじめ防止等対策委員会】

構成員	活動の概要
校長・教頭	・学校基本方針を提示し、校内の指導体制や雰囲気作りにリーダーシップを発揮。 ・必要に応じて、学校通信などを使って、情報を発信。
生徒指導主事	・いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間での共通理解を促す。 ・いじめ問題に関する情報収集と記録（総括）。 ・関係機関との連絡・調整。
教育相談主任 （教育相談員）	・気になる生徒に関する情報収集と記録、その生徒の対応を提案。 ・スクールカウンセラーや教育相談員との面談計画の提案と調整。 ・相談室などの効果的運用の計画。
養護教諭	・保健室における相談状況の報告。 ・保健室の効果的運用を計画。
学年生徒指導担当 （もしくは学年主任）	・いじめに関するアンケートの集約と学年の状況報告。 ・いじめ問題に関する情報収集と記録。 ・いじめ防止活動について、学年の取組を提案、報告。
スクールカウンセラー	・加害・被害生徒や保護者への対応。 ・学校の相談体制へのアドバイス。

※必要に応じて、校医・スクールサポーター・民生委員・児童委員などを構成員として追加。
ただし、外部人材の活用を図る際は、守秘義務を念頭に置いて対応する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

本校では、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進していく。また、学校・生徒・保護者で連携し、いじめを「しない、させない、許さない」環境づくりを行い、早期発見・早期対応・早期解消に努める。

- 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
 - ・生徒会本部や学級委員による「あいさつ運動」。
 - ・いじめ防止フォーラムやいじめ防止子ども会議に合わせたスローガン、ポスター作り。
- 人権教育・道徳教育・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方についての学習を深める。
 - ・「一人一人を大切にする（生命尊重）」～ひとりぼっちにしない～人権教育への計画的な取組。
 - ・人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」などに触れる道徳の授業の工夫。
 - ・学校行事や部活動を通して、自尊感情を育み、自己有用感の高まりを目指すとともに、望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。
- 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー・教育相談員等を活用する。
 - ・教育相談部会に生徒指導主事、教育相談員、スクールカウンセラーも参加し、綿密な情報交換・情報共有を行う。
 - ・学校生活の満足度を調べる調査を実施し、クラスにおける人間関係の掌握及び学級経営の検証を行う。
- 「いじめはどこでも起こりうる」という危機感を常にもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
 - ・互いに学級経営や授業、生徒指導等について、情報開示・交換が行えるような教職員の協力協働体制をつくる。
 - ・特に配慮が必要な生徒については、日常的にその生徒の特性や背景を踏まえた支援を行う。
 - ・「ネット上のいじめ」は重大な人権侵害であることを生徒に理解させる。また、情報モラル講習を実施し、未然防止につとめる。長期休業前には SNS の正しい使用方法等についての全体指導も行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは、大人に目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。

- 生徒の声に耳を傾ける。
 - ・毎月月末に「生活いじめアンケート」を行い、実態把握、いじめゼロの学校づくりを目指す。
 - ・生活ノートや定期的な個人面談から、情報収集に努める。
 - ・普段からカウンセリングマインドで生徒に接し、相談しやすい環境をつくる。
- 生徒の行動を注視する。
 - ・おかしいと感じた生徒については、教育相談部会、学年会などで気づいた情報を共有し、それぞれの立場から、いじめにつながる可能性のある問題行動等の情報収集及び共有、その対策を検討する。
 - ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを、いじめ防止等対策委員会で判断する。
- 保護者と情報を共有する。
 - ・連絡を即座にできるよう、日頃から保護者との信頼関係づくりに努める。（些細なことでも常に連絡相談をくり返しておく）
- 地域と日常的に連携する。
 - ・市教育委員会、民生委員や児童委員との情報交換、相談を行う。

(3) いじめ解消のための取組

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ・ いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・ 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ・ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ・ 謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上継続していて、被害者が心身の苦痛を感じていないかどうか確認できた場合、解消とする。
- ・ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ・ 必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

(4) 重大事態への対応

■ 重大事態とは

- いじめにより被害児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案
 - ・ 児童生徒がいじめを企図した場合も含まれる。
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席した事案
 - ・ 相当の期間とは、年間30日を目安とする。
 - ・ 児童生徒が一定期間（6日以上）連続して欠席しているような場合は、迅速な対応を行う。
 - ・ 疑いが生じた段階で調査を開始し、事実関係の確定前に対応を開始するものとする。
- その他のいじめ事案
 - ・ 児童生徒または保護者が、「精神的被害が重大である」と申し立てている場合など。

■ 対応および姿勢

- 被害生徒・保護者の思いを理解し、より迅速に事案の解決に当たる。
- 必ず、速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

4 関係機関との連携

日頃から市教育委員会、民生委員や児童委員との情報交換、相談を行う。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

5 保護者との連携

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言をいじめが解消したあとも継続的に行う。また、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、その措置を講ずる。

さらに、いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

6 評価の実施

いじめを隠蔽せずに、いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の中で適正に自校の取組を評価する。